

第1章 医療法

2 - (4) 病院、診療所、助産所開設者死亡（失そう）届

1 事 案	病院、診療所又は助産所の開設者が、死亡、又は失そうの宣告を受けたとき、戸籍法の規定による死亡又は失そうの届出義務者が届け出る。なお、届出は失そうの宣告又は死亡の後、10日以内に行う
2 根拠法令	法9条2項
3 提出宛名	知事（保健所長受理）
4 提出部数	2部
5 添付書類	(1) 開設者死亡の場合（個人開設） ・死亡の事実が記載された開設者本人の戸籍抄本（謄本）*1 (2) 開設者失そうの場合（個人開設） ・失そう宣告を証する書類（家庭裁判所が発行する確定証明書(写)） *1：戸籍抄本 保健所にて原本照合を行い、コピーを添付すること。なお、保健所で医籍登録抹消申請を行った際に用いた戸籍抄本の写しでも可。
6 事務処理	收受 - 起案 - 決裁 - 報告（台帳整理）
7 審査要領	(1) 届出書の誤記・記入もれ、添付書類の不備はないか。 (2) 名称、開設の場所、開設届出年月日は台帳と相違ないか。 (3) 廃止後10日以内に届出されていない場合は遅延理由書又は顛末書を添付すること。 (4) 戸籍抄本は、発行後6か月を経過していないか。 (5) 戸籍法上の死亡又は失踪届出義務者が届け出たものか。 戸籍上に記載された死亡又は失踪届出者が医療法上の死亡届出を行っているか。 異なる者が医療法上の死亡届出を行う場合は、窓口でその理由を確認すること。 (6) 個人開設の場合は、廃止届が併せて提出されているか。（第1章2(2)参照）
8 備考	

(様式2-(4))

病院、診療所、助産所開設者死亡(失そう)届

年 月 日

長崎県知事

様

住 所 〒 TEL

届 出 者

(フリガナ)

氏 名

(死亡者(失そう者)との続柄)

下記のとおり死亡(失そう)したので、医療法第9条第2項に基づきお届けします。

記

1 名 称

2 所 在 地

3 開設許可(届出)年月日
及 び 番 号

4 開設者の住所及び氏名

5 死亡(失そう)の年月日